



金 沢 市 公 報

第 3 1 4 0 号 の 3

令和6年(2024年)3月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条 例の一部を改正する条例 (市立工業高等学校)	2
● 条 例		○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	2
○職員の特務手当に関する条例の一部を改 正する条例 (人 事 課)	1	(税 務 課)	2
○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (税 務 課)	1		

条 例

職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第1号

職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。
第13条の2第1項中「農林水産局、都市整備局又は土木局に所属する」を削り、同項に
次の1号を加える。

(3) 前2号の作業に相当すると市長が認める作業

第13条の2第2項に次の1号を加える。

(3) 前項第3号の作業 1,080円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて
市長が別に定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条の2の規定は、令和6年1月1日か
ら適用する。

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第2号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

(令和6年度分の固定資産税及び都市計画税の納期の特例)

第53条 令和6年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、第52条第1項及び第120条第

1 項中「4月1日から同月30日まで」とあるのは、「5月10日から同月31日まで」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第3号

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年条例第297号）の一部を次のように改正する。

第1条中「入学検定手数料」の次に「（以下「授業料等」という。）」を加える。

第7条に次の1項を加える。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、入学料及び入学検定手数料を減免することができる。

第8条中「授業料、入学料及び入学検定手数料」を「授業料等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条第2項の規定は、令和6年1月1日以後の入学生に係る入学料及び同日以後の入学志願者に係る入学検定手数料について適用する。

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第4号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の4の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

- 第4条の5 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第30条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税

に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第30条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第32条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第32条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。
附則第5条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年(2024年)3月21日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄